

経済産業省

2003年9月5日(金)13:00～14:00 経済産業省地下会議室

経済産業省側出席者

製造産業局住宅産業窯業建材課 課長補佐 御須孝

製造産業局住宅産業窯業建材課 建材二係 古屋敷恵美子

(窓口：製造産業局住宅産業窯業建材課建材二係 古屋敷恵美子、TEL 3501-9255/FAX 3501-6799)

全国連側出席者

8名：古谷杉郎、永倉冬史、大内加寿子、西田隆重、外山尚紀、斉藤洋太郎、大森華恵子、大森美華子

1. 全省共通項目

厚生労働省「石綿の代替化等検討委員会報告書」に関する、貴省の認識をお聞かせいただきたい。

製造産業局住宅産業窯業建材課回答】報告書はすでに今年4月に、厚生労働省の方から発表されている。報告書のいきさつを簡単にご説明すると、平成14年8月に厚生労働省は、石綿を取り扱う労働者の健康障害防止の観点から、使用等の禁止について検討してきた。石綿メーカーやその団体等にアンケート調査を行なうとともに、昨年11月に「石綿の代替化等検討委員会」が開催され、数回の審議の後に報告書が発表された。この報告書には、押出成形板、住宅屋根用化粧スレート、繊維強化セメント板、窯業系サイディング、石綿セメント円筒、断熱材用接着剤あるいは摩擦材（これはブレーキとかクラッチだが、これらについては国民の安全確保の観点から、石綿の使用が不可欠なものではなく、かつ、技術的に代替化が可能であるという結論が出されている。そのような結論を、当方としては委員会にもオブザーバーとして出させていただいているので、尊重している。

厚生労働省の、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案に関する、貴省の認識をお聞かせいただきたい。

製造産業局住宅産業窯業建材課回答】すでに、正式な改正案ではないが、厚労省の方からパブリックコメントというかたちで概要が発表されている。その内容は、報告書の内容とほぼ重なる。パブリックコメントについても承知している。今回、アスベストに製造あるいは使用等の禁止については、ヨーロッパをはじめ世界的な石綿使用禁止の流れの中で、労働者の健康障害防止の観点から、代替化技術の達成状況を見極めながら行なわれるものと認識している。厚労省の正式な改正案がいつ出てくるかはわかりかねるが、そういう流れについては承知している。

要請書まえがきで述べた、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案に対する石綿対策全国連絡会議の意見（別添）に関する、貴省の認識をお聞かせいただきたい。

製造産業局住宅産業窯業建材課回答】要望を私どもなりに整理させていただくと、アスベストを原則全面禁止として（例外は）使用許可制とすること、2005年までにアスベスト禁止を実行に移すこと、禁止された後3年後くらいの見直し規定を設けること、それからアスベスト含有製品の定義を0.1%以上と改めること、大きく分けてそのような内容かと文面を読んで理解した。これについては、アスベストの規制と使用等の禁止については、当省としては権限が与えられていないというのが事実である。そのため、当省

としては今後とも、石綿代替製品の研究に対する支援、あるいは石綿代替製品の普及等に対する適切な指導をしてまいりたい。アスベスト含有製品の定義については、それについては、特定化学物質の環境への排出の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 略してPRTR法というのが施行されているが、ここでは特定第1種化学物質の割合を0.1%以上と規定しているというのが現実である。当省の認識としては、この規定に基づいて考えていかざるを得ない。また、もうひとつの要望で、禁止が猶予されている石綿含有製品について、代替化の促進に関する努力をすることという要望があったかと思うが、これについては、当省としては従来から、アスベストの代替化についての調査とか中小企業近代化における構造改善事業といったものを推進、支援してきている。今後ともアスベスト代替製品の研究等への支援、あるいは代替品の実用化が推進されるような適切な指導あるいは支援を関係の方々にしていきたいと考えている。

アスベスト禁止の導入に関して、貴省のいずれかの部局において、関係業界（建材メーカー、ゼネコン、設計業者、施工業者、解体業者等）から何らかの意見・要請が寄せられたり、話し合いを行ったり、または働きかけていることがあれば、お聞かせいただきたい。

製造産業局住宅産業窯業建材課回答】当省は、石綿について言えば、製造の面を見ている部署であり建材業を所管している。当然ながら関係業界との情報交換等を実施しているところでありその中のひとつの話題として、アスベストに関するものも当然含まれている。昨今の事情から当然のこと、いろいろ行なっている代替化の促進の進捗状況あるいは法令改正等の内容等もお話しして理解を求めていると理解している。他省庁とちょっと違うのは、製造の所管という立場で関係業界とも情報交換を行なっている。

現行のアスベスト含有建材対策が十分か、貴省のお考えをお聞かせいただきたい。

製造産業局住宅産業窯業建材課回答】アスベスト含有建材については、セメント等で固定化されており切断等を行なわない限り人体等への影響はないものと認識している。石綿を含んだ建材については、石綿含有建材であることを示す「R」マークというものを表示するよう関係業界に対して指導してきたところであり、この「R」マークについては、関係業界の話を知ると、ほとんどの企業が「R」マークを添付して、より安全に使っていただけるような措置を講じていると聞いている。

全アスベスト含有製品の製造と流通に関する調査を製造会社が行うこと、国が責任を持って実施するよう監督指導することに関して、貴省のお考えをお聞かせいただきたい。

製造産業局住宅産業窯業建材課回答】調査について国が監督・指導を行うには、当然法的根拠が必要。現在、国が責任をもって行なう監督・指導という点については、昔は結構行政指導等もあったように聞いているが、今日では行政指導そのものが非常に問われるような時代になっているので、根拠法令に基づくもの以外については、難しく、対応ができないという現状である。それについては、ご理解いただきたいと思う。

アスベスト対策は、省庁が垣根を越えて協力する必要のある課題であるが、既存アスベスト対策に関して、省庁連絡会議を行う必要があるか、貴省のお考えをお聞かせいただきたい。

製造産業局住宅産業窯業建材課回答】当省としても、アスベストに関連する法令等については各種の情報交換。各省庁が、いろいろな立場でやっているのだから、当省としては製造という観点から、連絡をもつことは非常に必要だと考えており、現在でも必要に応じて関係省庁との連絡や情報交換は行なっているが、関係省庁が全部合同ということではなく、うちとどこというような関係で、きちんとした規定があつて運用しているわけではないが、問題があれば話をするような関係はもっている。今後とも、関係省庁

と連携を図って生きたいと考えている。

2. アスベスト製品の使用 輸入及び代替化等の状況

2002年度以降のアスベストの自主的使用中止の動きについて、把握されていることがあればお聞かせいただきたい。貴省が昨年度実施された「石綿製品についての調査表」の調査結果を公表されたい。調査の際のアンケート、ヒアリングの対象となった、石綿製品のメーカー、ユーザー団体等のリストを提供されたい。あわせて、アスベスト輸入量の今後の見通しについてもお聞かせいただきたい。

製造産業局住宅産業窯業建材課回答】まず、使用中止の動きについてだが、当省の所管しているアスベスト関係の業界団体の中で、押出セメント成形板協会、それからセメントファイバーボード工業組合という団体があるが、その傘下の企業がノンアス化計画を打ち出しているということは、新聞で把握している。例えば、押出セメント成形板協会の会員であるノザワという会社が、全製品の無石綿化ということで発表されている（7月23日付け「全製品無石綿化へ移行のお知らせ」<http://www.nozawa-kobe.co.jp/topics9.html>）。

古谷】ノザワは、テーリング材も入っている？

製造産業局住宅産業窯業建材課回答】入っている。無石綿の製品をと言っている。こうした状況。もうひとつは、セメントファイバーボード工業組合が団体として全体で、6月を目途に石綿を使わない製品に移行されたということ、これは発表されていないが、工業組合の方から情報としていただいている。

永倉】石綿を使わないということは、1%以内という意味ではなく、まったく使わないということか。

製造産業局住宅産業窯業建材課回答】「無石綿製品」とだけ聞いている。

「石綿製品の調査表」については、私どもがアンケートをお願いしているわけだが、すべての企業を対象にしているわけではない。調査対象は一部の企業に限定されているのが実態。調査対象企業には、内部資料として協力いただいております。外部への公表はしないという約束をもってデータをいただいているということなので、行政の参考資料として使わせていただくということになっている。

古谷】概要も示せないか？

製造産業局住宅産業窯業建材課回答】はい。

それから、アスベストの輸入量については、お手元に「石綿輸入量の推移」をお示しているが、これは貿易統計から移したもののなので、すでにご存知かと思う。ピーク時には1970年代に35万トン輸入していたわけで、ここを基準に考えると、昨年、2002年はピーク時に比べて12.3%の輸入量という実績になっている。これについては代替化や無石綿化が繋がっていることも事実だと思う。今年の1月から5月までの数字を貿易統計から拾ってみると、12,513トン。今年全体でどうなるかはわからないが、いずれにしても右下がり傾向にはなっている。当方では、輸入見通しについては、従来から作成していない。ただ業界から話を聞くと、来年は、規制の話もあって、結構減るのではないかという話は、これはまったくの情報で事実かどうかはわからないが、聞いている。

アスベスト含有建材の代替化、低減化について、製品別に、状況及び貴省の方針をお聞かせいただきたい。

製造産業局住宅産業窯業建材課回答】これについては、厚生労働省の方で労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令、パブリックコメントで出されて、あれはきちっとした政令案ではなく概要だが、その中でアスベスト含有建材は規制対象になっているので、おそらく禁止されることになるのではないかと理解している。アスベスト含有建材の代替化については、先ほどご紹介したように、代替化が進んでいるものと考えている。

古谷】スレートについては何か聞いていないか。

【製造産業局住宅産業窯業建材課回答】スレートの代替化については、構造改善の中で支援してきているわけだが、まだ具体的に、これと言った製品として使われているものはない。いろいろ検討はされているが。

【古谷】そろそろ市場に出そうとかいう情報も(ない?)

【製造産業局住宅産業窯業建材課回答】構造改善事業は今年度が最終年度である。

建材以外のアスベスト含有製品(とくにジョイントシートやシール材及び電気絶縁板等)について、製品別に、代替化、低減化の状況及び貴省の方針をお聞かせいただきたい。

【製造産業局住宅産業窯業建材課回答】この件についても、私どものアンケート調査結果の内容をみると、平成13年度のジョイントシートのアスベストの使用量は、5年前の平成8年度の約30%に減少している。この時期の生産量は約20%しか減少していないということを見る限り、代替化、無石綿化は進んできているのかなと考えている。当省としては、これらの製品の代替化に協力していきたい。

【永倉】電気絶縁板については?

【製造産業局住宅産業窯業建材課回答】うちではそういう区分で統計をとっていないので、実態がどうなっているかということは把握できない。

窯業建材統計による、波形スレート、石綿セメント板、ジョイントシート、自動車ブレーキ・ライニング、その他用ブレーキ・ライニング、その他の石綿製品の平成13年の生産量について示していただきたい。

【製造産業局住宅産業窯業建材課回答】お渡ししたのは、平成13年度の「窯業 経済統計」による、波形スレート、石綿セメント板、ジョイントシート、自動車用ブレーキライニング、その他ブレーキライニング、その他の石綿製品、の生産量等である。建材も、工業製品についても、全体に減少傾向にあることがわかりいただけると思う。

貿易統計の「6811 石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品その他これらに類する製品」、「6812 6811 6813以外の石綿製品」、「6812.70-000 ジョイント用の圧縮した石綿繊維(シート状又はロール状のものに限る)」、「6812.90-000 その他のもの」、「6813 ブレーキ・クラッチ用等の摩擦材料及びその製品」のうちにアスベスト含有製品が占める割合とその実態について、今後「石綿製品についての調査表」の対象とされたい。その点での貴省のお考えをうかがいたい。

【製造産業局住宅産業窯業建材課回答】貿易統計でアスベスト含有製品の輸出入の実態が把握できないことは細かく仕切られていないので、把握できないことはわかりいただけると思う。を私どもの行っている調査は、主体が製造メーカーということで、輸入の実態を的確に把握するような体制にはなっていない。そういうことで、輸入の実態、詳細についての把握は困難であると考えている。

ただ最近の動きとして、WCO 関税協力理事会というところで、その中にHS(商品の名称及び分類についての統一システム)の見直し小委員会というのがあり2007年実施をめざして改訂作業を行なうべく委員会活動がされていると聞いている。この改訂作業の中で、「6811 石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品その他これらに類する製品」及び、「6813 ブレーキ・クラッチ用等の摩擦材料及びその製品」について、アスベスト含有製品と非アスベスト含有製品に分類するよう、新たに品目を新設するという案が提出されている。まだ提案されたという段階で、今後どのようになっていくかはまだわからないが。

【大内】提案された国はどこか。

【製造産業局住宅産業窯業建材課回答】スイス。

すべてのアスベスト含有製品の輸出入禁止のために、イニシアティブを発揮されたい。

製造産業局住宅産業窯業建材課回答】 当省としても、石綿代替製品の研究に対する支援、石綿代替製品の実用化が推進されるよう、適切な指導あるいは支援をしていきたい。当然ながら関係省庁とも連携をとりながら。

禁止の導入を前提とした、迅速な代替化ないし業種転換の支援助成が必要と考えるが、いかにお考えかお聞かせいただきたい。

製造産業局住宅産業窯業建材課回答】 これについても、経済産業省としてはアスベストの代替化に関する調査、これは10年間続けたわけだが、それから先ほど申し上げた構造改善事業、そういったものによる成果をきちっと反映して今後も、円滑な事業転換を図るべく最近できた産業再生法というような法律、あるいは従来からいろいろ実施してきている中小企業関連諸施策などを、関係者に紹介しているし、今後ともやっていきたい。

貴省が毎年行っている石綿代替化の見通しについてのアンケート調査は、平成13年度分は行われたかどうかお聞かせいただきたい。行われていれば調査結果をお聞かせいただきたい。

製造産業局住宅産業窯業建材課回答】 13年度分については、まだ実施していない。実施する方向で検討している。時期についても、早急にしたいと思うが、いろいろと状況をみながら考えていきたい。

古谷】 それは、やはり厚労省の方針が明らかにされてから実施しようということか。

製造産業局住宅産業窯業建材課回答】 そういうことではなく、当方の仕事が立て込んでいて、遅れているということ。

国内のジョイントシート、及びガasket工場はどこにどれだけあって、どのくらい製造しているのか実態を一覧表でお示しいただきたい。

製造産業局住宅産業窯業建材課回答】 お渡ししたのは、「工業統計表」からの抜粋だが、石綿については、259511「石綿プレーキライニング」と259519「その他の石綿製品」のふたつが石綿に関する情報である。2年遅れくらいの集計になるが、現行私どもが把握しているものはこれしかない。出荷量と事業所数が示されている。都道府県別の状況もあるが、例えば、平成13年の「石綿プレーキライニング」は、合計が16事業所で、大阪に4事業所ということになっている。「以下は秘匿の対象となった都道府県と」あって県名だけが出ているが、これは、実際に製造はしているのだが、2事業所以下なので相手の数字がわかってしまうということで、数字は公表できないことになっている。

厚生労働省「石綿の代替化等検討委員会報告書」では、「第6部 代替化の促進について」で、「...石綿製品を取り扱う企業及びそれらの業界団体に対し、円滑な代替化推進に向けて、きめ細かな情報提供をはじめとした相談援助・支援を行うことが必要である」、「石綿製品メーカー及びユーザーにおける代替化推進状況をフォローアップするとともに、石綿及び石綿製品の代替可能性を明らかにすること等により、石綿製品メーカー及びユーザーにおける代替化の促進を図ることが重要である」とされていた。ここであげられている、円滑な代替化推進に向けたきめ細かな情報提供、その他の相談援助・支援、代替化推進状況のフォローアップ、石綿及び石綿製品の代替可能性を明らかにすること、代替化の促進を図ること等に関して、今後、貴省で取り組む予定としている内容を具体的に示されたい。

製造産業局住宅産業窯業建材課回答】 これについては、何回か申し上げているが、従来から石綿の代替化に関する調査あるいは構造改善事業という支援をしてきており、今回の労働安全衛生法施行

令の改正も含めて、円滑な事業転換を図るべく、作業再生法あるいは中小企業に対する諸施策を含めて支援を検討していくことを考えているのが実態である。

【古谷】具体的に何か新規にやられる考えはあるのか。

【製造産業局住宅産業窯業建材課回答】いま新規というものは考えていない。企業から相談があれば、それに見合った支援を。

【古谷】業界ではなく個別企業指導ということになるのか。

【製造産業局住宅産業窯業建材課回答】業界ではなく個別に。

【古谷】スレート業界に対する支援は終わり?

【製造産業局住宅産業窯業建材課回答】構造改善事業そのものがもう法律はなくなって、残存で(今年度一杯まで)残っているもの。

そういうことで、今後とも適切な指導はやっていきたい。(一部よく聞き取れないが、具体的に相談を寄せてきている企業は、まだないようである。)

石綿の全面的な禁止の方向性が示される中で、社団法人日本石綿協会の所管官庁として、同協会の定款の目的部分の変更の必要性について、どのように考えているか、お聞かせいただきたい。(社団法人日本石綿協会定款 第2条「本会は、石綿及びその代替物並びにそれらを原材料とする工業製品(以下「石綿製品」という。)の品質・性状に関する基礎的な研究の推進とその成果の普及を通じて石綿製品の原材料の確保と石綿製品の健全な生産、流通及び利用消費を図るとともに安全衛生の向上に資し、もって国民経済の発展に寄与することを目的とする。」)

【製造産業局住宅産業窯業建材課回答】石綿協会の目的については、本来、石綿協会自身が自主的に創設した団体であると理解しているところで、協会自らがいろいろな状況を考えてまとめて、協会の目的を変えたいということであれば、その時点で相談に乗るといったものではないかと考えている。

【大内】そのような具体的な話は出ているか。

【製造産業局住宅産業窯業建材課回答】いままでのところ、そういう相談は受けていない。将来はわからない。まだきちとした政令改正が終わったわけではないので、そういった流れの中で、どのようなお考えでもってどのようにすべきかについて自分たちの道を確認していただかないと。

(一部省略)

社団法人日本石綿協会の会員が同協会を脱退することにより、製造企業等が保有している石綿含有製品についての情報が得にくい状況になるという問題について、貴省はどのように考えているか、お聞かせいただきたい。

【製造産業局住宅産業窯業建材課回答】これについては、石綿協会の会員が減少しているということは承知しているわけだが、会員企業が減少したから即協会活動の機能が低下するというような仮定の問題については、いまの段階では何ともいえない。ちなみに現在石綿協会の事業は、基本的にはわれわれの立場から見れば、十分に実施されているものと考えている。

【大内】過去の製品の具体的な情報について問い合わせをする窓口がなかなかなく石綿協会にお尋ねする場合も多い。これまで石綿製品を製造していた企業が、抜けてしまうと過去の製品に関する情報が手に入らなくなってしまう。そのへんの情報も協会の方できちんと把握しておき、情報入手を可能にする方法がないか。わからなくなってしまうことが困る。

【製造産業局住宅産業窯業建材課回答】なかなか難しい問題だと思うが、先ほど協会の定款の内容の話があったが、そういう話も含めて、協会自身が考えていただく問題。

【大内】そのように提案とか、求めていくことはできないか。

【製造産業局住宅産業窯業建材課回答】当方からというのは言いづらいという面もある。協会自身が過

去のデータ、あるいは過去の会員であったところとよく相談しながら、どういことなら可能かよく整理していただかないと。

過去や現在に石綿含有製品を製造してきた企業等(主に、代替化についてのアンケートやヒアリングを行った企業等)に対して、製造していた石綿含有製品の製品名と製造期間、アスベストの種類、含有率等についての情報提供を貴省から求めることにことについてどのように考えるか、お聞かせいただきたい。さらにそのような取り組みを、社団法人日本石綿協会や、石綿対策全国連絡会議等NPO、またはその協議体に依頼することについてどのように考えるか、お聞かせいただきたい。

製造産業局住宅産業窯業建材課回答】石綿協会が現在、石綿含有建築材料の製造時期等については、平成8年8月時点での調査結果を、石綿協会のホームページに掲載している。新たな情報の掲載をお願いすることは、今のところ考えていないが、更新というのは当然あると思うので、更新した時点で新しい情報が入るのではないかなと思っている。

【大内】経済産業省でアンケート調査を行うときに、過去の製品についてのアンケート調査等を実施するお考えはないか。

製造産業局住宅産業窯業建材課回答】統計上、継続性というものが求められていることはおわかりいただけたと思う。今までやってきたものとあまりかけ離れてしまうと、取りづらい部分が出てくるので、よく考えてみないと。

【大内】この場に石綿協会の方も交えたかたちでの話し合いの場で、そのような話ができないか。

製造産業局住宅産業窯業建材課回答】当方からどうこうというのは難しい部分だなと思う。この段階では何とも言えない。

【大内】経済産業省の中で、アスベストを担当する部署は、窯業建材課以外にはないのか。繊維などの関係はどうなるのか。

製造産業局住宅産業窯業建材課回答】ない。石綿製品の担当は窯業建材課が担当部署と定められている。